最終更新日：2015年6月15日

株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役会長　堀　紘一
問合せ先：経営管理グループ　03-5532-3200（代表）
証券コード：4310
http://www.dreamincubator.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「中長期的な株主の利益を最大化するべく、より効率的かつ健全に経営・執行していくこと」であります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 堀　紘一 | 1,342,900 | 13.35 |
| 古谷 昇 | 609,700 | 6.06 |
| オリックス株式会社 | 468,200 | 4.65 |
| 株式会社ワイズマン | 400,000 | 3.97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 385,600 | 3.83 |
| 上嶋　秀治 | 373,000 | 3.71 |
| 山川　隆義 | 287,600 | 2.86 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・75682口） | 287,214 | 2.85 |
| 日本証券金融株式会社 | 219,500 | 2.18 |
| 宮内 義彦 | 192,500 | 1.91 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 更新 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 更新 | 10社以上50社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 9 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 更新 | 4 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 宮内　義彦 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 上野　征夫 | その他 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 宮内　義彦 | ○ | オリックス株式会社のシニア・チェアマンでございます。 | 豊富な経験や世界経済に関する深い見識を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。 |
| 上野　征夫 | ○ | 三菱商事株式会社の常任監査役でございます。 | 三菱商事株式会社での豊富な勤務経験や、企業経営に専門的な見識を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 員数の上限を定めていない |
| 監査役の人数 | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人及び内部監査担当と都度情報交換を実施しており、また、必要に応じて監査役会への出席を求め相互の連携が図られております。
また、当社は規模が小さいことから、内部監査担当と内部統制担当は同一であり、よって、監査役及び会計監査人と内部統制担当が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 2 名 |
| | |

| | |
|---|---|
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 橋都　浩平 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 内田　成宣 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 橋都　浩平 | ○ | 医療法人出身の医師であります。 | 医療法人徳洲会・東京西徳洲会病院の総長として医療機関の経営に従事された経験・見識から、当社の監査役として適任であると判断いたしました。 |
| 内田　成宣 | ○ | 弁護士であります。 | 法律全般、特に内部統制に詳しい弁護士であることから、当社の監査役として適任であると判断いたしました。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員にしております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入、その他 |

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ制度として、「ストックオプション制度」及び「株式報酬制度」を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員 |

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者につきましては、当社及び子会社の取締役及び従業員をその対象としております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

取締役報酬に関しては、有価証券報告書及び事業報告において、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会担当を設置し、社外取締役のサポートについては取締役会担当が行います。また、社外監査役のサポートは内部監査担当が実施しております。社外取締役に対する情報伝達につきましては、適宜電話又はE-mail等で対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1..取締役会
当社の取締役会は有価証券報告書提出日現在4名（うち、社外取締役2名）で構成されており、代表取締役会長を議長とし、経営上の重要な事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
当社の取締役は9名以内とする旨、及び取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。
なお、当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

2.経営会議
当社は迅速な業務執行と責任の明確化を図るという観点から執行役員制度を導入し、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置しております。

3.監査役会
当社の監査役会は有価証券報告書提出日現在監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成され、常勤監査役を議長として毎月定期的に開催し、監査の結果その他重要事項について議論しております。
なお、当社は監査役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

4.会計監査人
会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。新日本有限責任監査法人は平成18年3月期から当社の会計監査人に就任しております。
・業務を執行した公認会計士等の氏名等
公認会計士　谷口　公一
公認会計士 上林 敏子
・監査業務に係る補助者
公認会計士 9名
その他 11名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督及び監視を行い、経営上の重要な事項についての意思決定を取締役会が行うとともに、業務執行の意思決定を経営会議で行っております。
当社がこのような体制を採用している理由は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する「中長期的な株主の利益を最大化するべく、より効率的かつ健全に経営・執行していく」という基本的な考え方を具現化することができる体制であると考えているためであります。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会日につきましては、集中日を避けるという観点から毎年6月上旬に開催しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期決算、本決算発表直後にアナリストや機関投資家向けに決算説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IRに関するURL(http://www.dreamincubator.co.jp/ir/news/)において、適時開示資料、決算説明会資料等を提供しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRを担当する者として、IR担当を設置しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
(2)情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに 10 年間保存し、管理するものとする。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・経営会議議事録
・計算書類
・稟議書
・その他取締役会が決定する書類
(2)代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)当社および子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化
した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備する。
・プロジェクトリスク
・投資・与信リスク
・情報リスク
・各事業特有のリスク
(2)特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
(3)当社および子会社の代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役会長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。代表取締役社長は経営会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進する。
(2)経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
(3)取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全員参加ミーティングにて、全社員への徹底を図る。
(2)監査役による日々の監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備するものとする。
(2)当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求めるものとする。
(3)子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
(4)当社は、子会社に対して、監査役の派遣及び内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視するものとする。
(5)各子会社の監査役と当社の内部監査部門及び監査役が緊密に連携し、グループにおける監査役監査および内部監査の有効性及び効率性を高めるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査役が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人は監査役の直属の指揮命令下に配置し、取締役ならびに業務執行者からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を担保するものとする。

9. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)代表取締役は、取締役会ならびに経営会議の参加者に常勤監査役を加え、重要な経営情報を連携するものとする。
(2)当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が、法令・定款に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役または監査役会に報告するものとする。
(3)当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(1)代表取締役は、取締役および使用人の会議予定を監査役が予め関知し、必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議スケジュールおよびその出席予定者、会議目的を電子媒体にて常勤監査役に常時公開するものとする。
(2)その他、監査役会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応するものとする。
(3)監査役の職務の執行のために生ずる費用は、必要でないと認められる場合を除き、当社が負担するものとする。

### 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
(1)反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。
(2)反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
(3)反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
コンプライアンス担当執行役員がその任に当たっている。
(2)外部の専門機関との連携状況
顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。
(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることのないように確認できる体制を整備している。
(4)社内への周知徹底
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない旨、定期的に開催する全社員参加ミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制機能の強化の観点から経営と執行を明確に分離する必要があるとの認識のもと、監視・監督機能としての取締役会は代表取締役会長が、業務執行機能としての経営会議は代表取締役社長が、それぞれ議長に就任しております。

